

松浦市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月30日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 都市計画課

3 監査の期間 令和2年10月1日から26日間

4 監査の範囲及び方法

令和2年度（令和2年8月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。
- (5) 庶務・文書管理事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

今回の監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、軽易な事項として口頭注意し、記載を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 契約事務

【指摘事項】

契約締結の起案について

新年度予算で新年度の初日から開始される業務委託契約の締結起案が、旧年度でなされていたものがあった。契約の締結その他の行為は予算執行に含まれると解されており、予算の執行は、会計年度独立の原則により、年度開始前に行うことはできないことから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。

【指導事項】

業務委託における実施伺について

業務委託を行う場合は、「実施伺」が必要であるが、実施伺のないものが見受けられた。会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。

【検討事項】

工事成績評定を省略する場合の取扱いについて

松浦市工事成績評定要綱の全部改正に伴い、評定を省略することができる工事についての規定が設けられ、令和2年度から施行されている。

今回の監査対象となった請負工事について、同様の工事の評定を行っているものと省略しているものが見られたことから、評定を省略する場合には、あらかじめその旨（「当該要綱別表の（ ）に該当する工事であるため工事成績評定を省略する」等）を起工の段階（起工伺）で明記し、評定を行わない工事であることを示しておく必要があると考えられるので、取扱いについて検討いただきたい。

(2) 財産管理事務

【指摘事項】

ア 行政財産目的外使用許可申請の決裁において、会計課長の決裁を受けていなかった。松浦市財務規則第109条第2項の規定に基づき適正に処理されたい。

イ 行政財産目的外使用の使用料の算定（土地）について、時価相当額ではなく、土地評価証明書の評価額で算定したことにより、正当額より少なく徴収しているものがあつた。松浦市行政財産使用料条例第3条別表の規定により適正に処理されたい。

【指導事項】

ア 都市施設（雨水幹線）占有許可申請において、提出された申請書について、申請日、申請の内容等が記入されていないものなど書類上不備のあるものが見られた。

イ 都市施設（雨水幹線）占有許可申請において、許可期間を1年～5年としているが、期間を定める根拠を記載することなく決裁を受けていた。根拠を示されたい。

ウ 都市施設（雨水幹線）占有料及び行政財産使用料の減免について、減免申請書が提出されていないものがあつた。

エ 都市施設（雨水幹線）占有許可申請において、占有料を免除としているもので、起案用紙に免除の根拠規定の記載はあるが、免除の判断理由等が示されていないものがあつた。

オ 行政財産目的外使用許可申請において、提出された申請書について、申請者の押印がない等、書類上不備があるものがあつた。

カ 行政財産目的外使用許可の使用料について、起案用紙に使用料の計算式等は記載されているものの、算定の根拠規定やその規定を準用した理由等が示されていないものがあつた。

キ 公営住宅の目的外使用の使用料減免について、減免申請書が提出されていないものがあつた。

ク 公営住宅の目的外使用料について、松浦市行政財産使用料条例第3条では「使用料は別表の規定により算定した額とする。ただしこれにより難しい場合は市長が別に定める」と規定されているが、別表の規定により算出した額以外で徴収しているものにおいて、市長決裁を受けず、課長専決で処理されているものがあつた。

ケ 公営住宅の目的外使用の申請許可において、松浦市公営住宅条例施行規則様式第33号から様式第35号（第49条関係）を使用して申請・許可の処理を行っているものがあつたが、この様式は松浦市公営住宅条例第65条に規定する「敷地の目的外使用」について申請・許可を行う際に使用する様式であるため、規定の目的以外に使用しないよう注意されたい。また、「敷地の目的外使用」の更新申請について、任意様式にて申請している団体があつたため、規則で定める様式により申請するよう申請者あて指導されたい。

【検討事項】

ア 松浦市公営住宅条例第65条に定める「敷地の目的外使用」について、同条例施行規則第49条にて目的外使用の申請及び許可について定めてあるが、使用料及び許可期間等についての規定がなく、不十分である。また、使用許可書に記載されている適用条項にも一部不相当と思われるものが見られたことから、関係例規の見直しを検討されたい。

イ 「敷地の目的外使用」の新規申請において、「使用料が免除であることから更新申請を省略し、継続して使用を許可する」としているものがあつた。当該案件については、公営住宅条例第2条の2第2号の基準に該当するものであることから、敷地の目的外使用にはあたらぬものと思われる。使用許可にあたっては条件等を付したうえで別途決裁により処理されたい。

ウ 松浦市公営住宅条例並びに松浦市定住促進住宅条例に規定された入居資格がないものの公営住宅の入居許可について、根拠規定が明確でないものが見受けられたため、適正に処理されたい。

【意見】

ア 行政財産の目的外使用料については、松浦市行政財産使用料条例第3条で規定されているが、土地と建物についての算定のみ規定されており、これ以外の例えば電柱類や地下埋設物等の算定については規定がなく、同第3条のただし書きで「これにより難しい場合は市長が別に定める」とあるものの、現状において統一的な基準はない。

使用料の算定に関して統一的な基準がないことが問題と考えられるため、例規の見直しも含めて、市有財産管理の総括的調整に関することの担当課である会計課と協議の上、対応されたい。

(3) 庶務・文書管理事務等

【指摘事項】

ア 決裁済みの文書に決裁日付を記入していないものがあつた。松浦市文書管理規程

第24条の規定に基づき適正に処理されたい。

【指導事項】

- ア 松浦市被服貸与簿において期間満了の処理がなされていないものがあつた。
- イ 文書件名簿において、継続文書で同一番号を使用せず新たに付番しているものがあつた。松浦市文書管理規程第34条第8号に基づき処理されたい。
- ウ 備品において、保管簿がないものがあつた。

(4) その他

屋外広告物許可について

【指摘事項】

- ア 平成31年3月31日で許可期限が切れている広告物において、令和2年4月30日に更新申請があり、平成31年4月1日に遡って許可をしているものがあつた。このことは、松浦市屋外広告物条例第5条に反するものであり、松浦市屋外広告物条例第32条第1号の罰則規定に該当するものと思われる。
- イ 屋外広告物許可期間の更新について、松浦市屋外広告物条例施行規則第6条で、「許可の期間が3月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに、その他のものにあつては10日前までに、屋外広告物更新許可申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、正副2通を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものが多数あつた。
- ウ 広告物の追加で手数料を追加徴収したものがあつたが、変更届を提出させていなかった。
- エ 提出された許可申請書が、松浦市屋外広告物条例施行規則に定める様式ではないにもかかわらず受理し処理しているものがあつた。

【指導事項】

- ア 提出された申請書及び点検報告書において、申請日の記載漏れ等、書類上不備のあるものが多数あつた。
- イ 許可申請書及び点検報告書の管理者欄に代表者印の押印がないものがあつた。

公営住宅管理台帳について

【指導事項】

管理台帳には主に入居者の住宅借用請書及びその関係書類等が保管されているが、一部において誓約書や収入証明書が添付されていないものや、日付や申請書の記載事項等が空欄となっているものなどが散見されたため、書類等の不備がないよう対応されたい。また、駐車場使用請書について、管理台帳に保管されているものと管理台帳

とは別のファイルに保管されているものがあつた。書類の保管等については統一化を図られたい。

7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和2年11月17日(火)までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日
松浦市監査委員事務局

1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

4. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

5. 口頭指導（公表の対象外）

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。